

河川保全区域内で住宅建築等を行うときには許可が必要です

河川保全区域が設けられている河川

日光川、蟹江川、宝川、鍋田川、新川、五条川、善太川のうち善太川排水機場より下流部

※河川保全区域が設けられていない河川・・・鍋田川東支川、善太川のうち善太川排水機場より上流部、福田川、目比川、小切戸川、三宅川、領内川、新堀川、西條小切戸川、筏川

河川保全区域とは

河川堤防など河川管理施設の安全を確保するため、河川区域に隣接して設けられた区域です。この区域内で住宅建築等を行う場合は、河川管理者の許可が必要です。

住宅建築等とは

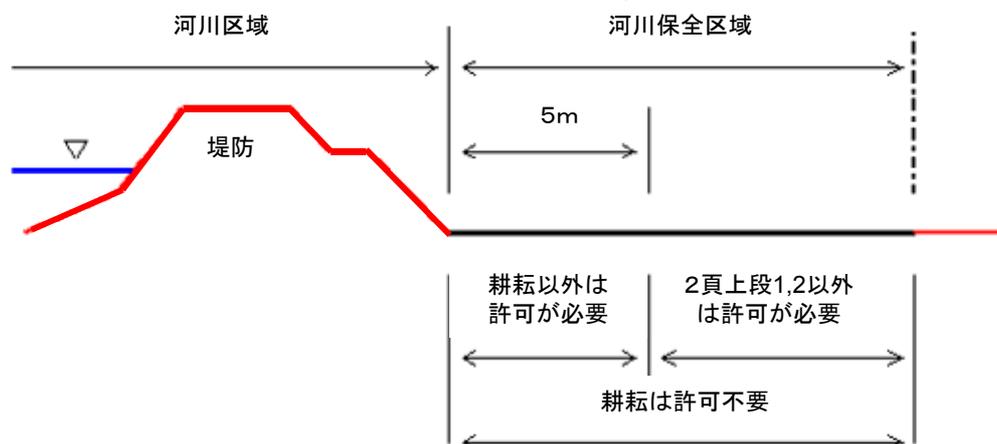
- 住宅の新築、改築
- 排水管の埋設
- 看板の設置
- 盛土・切土 など

(河川法第55条)

河川保全区域の幅は河川ごとに指定されています。

両岸の河川区域界から河川ごとに指定された距離までが河川保全区域です。

日光川 35m
鍋田川 20m
蟹江川・宝川・新川・五条川 18m
善太川排水機場から下流の善太川 18m



河川保全区域内であっても許可申請が不要場合があります。

以下に該当する行為については許可を受ける必要はありません。

1. 耕耘(農耕目的に限る)

2. 以下5項目すべてに該当する行為

□河川区域から5m以上離れていること

□盛土は高さ3m以内であり、かつ堤防に沿った長さが20m以内であること

□掘削は深さ1m以内であること

□設置する物件は堅固な工作物でないこと

※堅固でない工作物…木造、軽量鉄骨造

※堅固な工作物(要申請)…コンクリート造、石造、れんが造、重量鉄骨造等

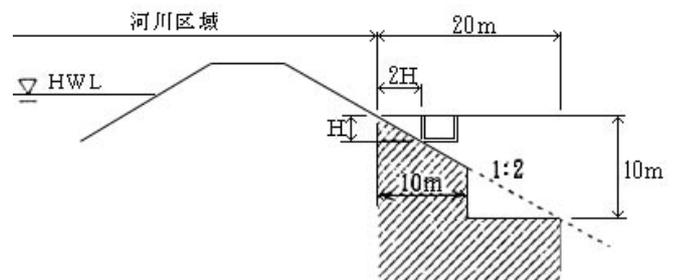
□設置する工作物から水が浸透するおそれがないこと

※水が浸透するおそれのある工作物(要申請)…貯水池、水槽、井戸、水路等

(河川法施行例第34条)

設計にあたっての留意事項

堤脚から二割勾配の線より堤内側(右図の斜線部)に工作物を設置すると、堤防の安定を損なうおそれがあります。やむを得ず斜線部に工作物を設置する場合は、安定性を検討のうえ十分な対策を講ずる必要があります。事前にご相談ください。なお、掘込河道については斜線部に該当する部分はありません。



(H6.5.31 建設省河治発第40号 建設省河川局治水課長通達)

申請箇所では河川改修工事が計画されている場合があります。事前に関係機関にご相談ください。

五条川 新川 ……………尾張建設事務所 河川整備課 (052-961-7211)

日光川 鍋田川 蟹江川 善太川 宝川…海部建設事務所 河川整備課 (0567-24-2083)

他にも河川法に関して必要な許可手続きがあるかご確認ください。

(例) 堤防道路への乗入口を設置したい ……河川法第24条、第26条

法面造成等土地の形状を変更したい ……河川法第27条

申請の流れについて

1. 申請書類は着工の1ヶ月程度前までに当所維持管理課へ提出してください。
審査期間は標準15日ですが、補正期間は含みませんので早めの申請をお願いします。
なお、補正期間をできるだけ短くするため申請前に窓口担当者に相談することをお勧めします。
 2. 以下の書類を2部提出してください(他の建設事務所管内にまたがる場合には3部)。
 - 申請書(甲、乙様式)
 - 位置図
 - ・住宅地図等に許可申請箇所を朱書きで明示してください。
 - 実測平面図、計画平面図
 - ・縮尺2,500分の1以上の図面を使用してください。
 - ・堤防との位置関係がわかるようにしてください。
 - ・建物、地下埋設物、塀等の位置を記載してください。
 - ・横断面図の断面位置を記載してください(例「A-A断面」等の表示)。
 - ・河川区域界、河川保全区域界を朱線で明示してください。
 - 河川横断面図
 - ・申請物件が河川区域に一番接近している場所の横断面図としてください。
 - ・河川定規断面(河川横断の標準形)を記載してください(河川改修工事の時期が近い場合は計法定規断面)。
 - ・縮尺縦100分の1、横500分の1の図面を使用してください。
 - ・堤防との位置関係(特に距離、深さ)がわかるようにしてください。
 - ・河川区域界、河川保全区域界を朱線で明示してください。
 - 求積図及び面積計算書
 - ・縮尺1,000分の1以上の図面を使用してください(住宅の場合は敷地面積で可)。
 - 構造図
 - ・縮尺100分の1以上(詳細図は50分の1以上)の図面を使用してください。
 - ・横断面図、平面図、正面図、基礎図等を記載してください(住宅の場合は立面図、基礎図)。
 - 公図写し
 - ・申請位置を朱書きで明示してください。
 - ・河川区域界、河川保全区域界を朱線で明示してください。
 - 工程表
 - ・全工程を記載してください。
 - 現況写真
 - ・河川区域界、河川保全区域界を朱線で明示してください。
 - 他法令の許可書等
 - ・申請中の場合は経過を記述してください。
- (河川法施行規則第30条)
3. 許可後、工事着手前に着手届を提出してください。
 4. 工事終了後に完了届を提出してください。
 - ・工事前後の状態がわかる写真を添付してください。
 - ・地下埋設物等がある場合は、埋設状況等がわかる写真を添付してください。

参考(関連法令等)

河川法第55条

河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - 二 工作物の新築又は改築
- 2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

河川法施行令第34条

法第五十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの(第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から五メートル(河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以内の土地におけるものを除く。)とする。

- 一 耕耘(うん)
 - 二 堤内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土(堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。)
 - 三 堤内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘さく又は切土
 - 四 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽(そう)、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。)の新築又は改築
 - 五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為
- 2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

建設省河治発第40号 建設省河川局治水課長通達

堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について(平成6年5月31日 治水課長通達)

堤内地において、堤防の堤脚に近接して工作物を設置する場合については、水路等の設置に伴う掘削により堤防の荷重バランスが崩れること若しくは基盤漏水が懸念される箇所においてパイピングが助長されること又は止水性のあるRC構造物等の設置により洪水時の堤防の浸潤面の上昇が助長されること等の堤防の安定を損なうおそれがあることから、従来より、工作物の設置による堤防に与える影響について検討し、その設置の可否を決定してきているところであるが、この度、堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等に係る判断基準等をまとめたので、今後は、下記により取り扱われたい。

記

- (1) 堤脚から50%の勾配(2割勾配)の線より堤内側及び堤脚から20m(深さ10m以内の工作物の場合については10m)を超える範囲(次図*の黄色の斜線外の堤内地側の部分)における工作物の設置(堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。)については、特に支障を生じないものであること。
- (2) 堀込河道(河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上)のうち堤防高が0.6m未満である箇所については、次図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものである。
- (3) 基礎杭工等(連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。)については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面の上昇に対する影響はなく、次図の斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。
- (4) 次図の斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合については、浸透流計算により求めた洪水時の堤防内の浸潤面に基づく堤防のすべり安定計算により、堤防の安定性について工作物設置前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸い出しを生じない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとする。なお、旧河道や漏水の実績のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要があると考えられるものであること。
- (5) 基礎地盤が軟弱な箇所における次図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合については、荷重のバランスの崩れ、浸潤面の上昇等により堤防の安定性を損なうおそれがあるため、(4)に準じて堤防の安定性について確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。なお、事前に十分な検討を行い堤防への影響の範囲を明確にしておく(次図と同様の図を作成)ことが望ましいものであること。
- (6) 堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基礎漏水を生じやすい地質である場合については、すべりに対する堤防の安定性のほか、基盤漏水に対する堤防の安全性についても確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。
- (7) 排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わるおそれのある工作物を設置する場合においては、堤防の法尻より5m以上離すものとする。
- (8) その他堤防の安全性を損なうおそれがある場合で上記の判断基準によりがたいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

*次図は2頁に掲載